

泉北環境整備施設組合告示第18号

公募型プロポーザルの執行について

泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、別紙のとおり公表する。

令和6年12月10日

泉北環境整備施設組合管理者 辻 宏康

1 事業概要

(1) 業務委託名

泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業

(2) 事業内容

泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザル実施要領による。

2 参加資格

(1) 応募者の参加資格要件

応募者は、参加資格要件確認申請書類提出時において、次に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

ア 経済産業省に登録されている小売電気事業者であること。

イ JEPXの取引会員であること。

ウ 地域新電力会社の設立業務及び運営実績、又はそれに類する実績を有すること。

エ 清掃工場発電余剰電力の買取実績があること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、構成又は再生手続きをしていないもの

ク 直近年度の法人税、消費税又は地方税を滞納していないもの

ケ 直近年度の主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村税を滞納していないもの

(2) 参加資格要件確認申請書類提出後の参加資格の取り消しについて

参加資格要件確認申請書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記（1）で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、本組合は応募者の参加資格を取り消すこととする。ただし、本組合がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

3 手続等

(1) 担当課

〒594-0001 大阪府和泉市舞町87番地

泉北環境整備施設組合 環境部資源循環型社会推進課

電話：0725-41-2030

E m a i l : senboku_sisetukousin@blue.ocn.ne.jp

(2) 実施要領等配布

ア 配布期間

令和6年12月10日(火)から12月20日(金)まで

イ 配布方法

本組合ホームページからダウンロード

組合ホームページ：<https://www.senbokukankyo-ichikumi.org/>

(3) 参加表明書等の受付

ア 受付期限

令和6年12月20日(金)まで

※土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ただし、郵送の場合は配達証明をつけ、提出期限内に必着のこと。

イ 提出場所

環境部資源循環型社会推進課

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

エ 提出書類

①参加表明書

②参加資格要件確認申請書

- ・小売電気事業者として登録されたことを証する書類の写し
- ・JEPXの取引会員書の写し
- ・地域新電力会社の設立及び運営実績(自由様式)
- ・清掃工場発電余剰電力の買取実績(自由様式)
- ・暴力団等排除に関する誓約書 様式第1号(第3条関係)
- ・直近年度の法人税、消費税又は地方税の納税証明書(写しも可)
- ・直近年度の主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村税の納税証明書(写しも可)
- ・直近3か年度分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写し

③会社概要調書

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期限

令和6年12月23日(月)から令和7年1月9日(木)まで

※土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ただし、郵送の場合は配達証明をつけ、提出期限内に必着のこと。

イ 提出場所
環境部資源循環型社会推進課

ウ 提出方法
持参又は郵送とする。

- エ 提出書類
- ① 企画提案書
 - ② 事業者の信用度
 - ③ 事業運営方針・運営能力
 - ④ 事業計画
 - ⑤ スケジュールとその他独自提案

4 審査

(1) 審査の概要

泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会（泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者選定）（以下「委員会」という。）を設置し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

本組合は、委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 審査の流れ

審査は、参加資格要件の審査及び委員会による審査の二段階に分けて実施するものとする。

参加資格審査については本組合が行うこととし、提出資料を基に応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかを審査し、参加資格要件を満たす応募者に対し企画提案書等提出要請書を送付する。

委員会による審査については、委員会が企画提案書、プレゼンテーション審査及びヒアリング等の内容を評価基準に基づき審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、提案者が1者のみであった場合でも、選定手続きを実施することとし、その場合は、審査及び評価を行った後に、その提案者を優先交渉権者とするかどうかを委員会での協議により選定する。

5 契約の締結

本組合は、優先交渉権者と速やかに契約するための諸条件や使用内容の確認調査を行い契約する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、本組合は次点交渉権者と改めて協議等を行う。